

Q & A形式による論文

日本で知られていない同性愛と同性婚の真相

楊 尚眞（弘前学院大学教授）

Q.1 同性愛は自らの意思に基づいて選択・変更できないのですか？

A. 2021年の2月14日、同性婚を法律婚として認めないのは憲法が保障する婚姻の自由を侵害し、法の下での平等に反するとして、13組の同性カップルが札幌、東京、名古屋、大阪の地裁に一斉提訴しました。これは、日本歴史上、同性婚容認を求める初めての訴訟です。そして、2021年の3月17日、その最初の判決として、札幌地裁において、同性婚を認めないのは「婚姻の自由」などを保障した憲法に反するという判決を下したのでした。

同性婚容認の根拠とする同性愛的性的指向は、運命的に与えられた先天的なものではなく、人を取り巻く生活環境や経験に影響され、後天的に生じたものです。つまり、同性愛は生まれつきで変わることがない性的指向ではありません。今まで、米国において同性愛に関する科学的な研究結果が多くありますが、日本では殆ど紹介されませんでした。日本人の殆どが、同性愛は生まれつきで変わることのない性的指向であると誤解しています。

Q.2 同性愛が先天的でないことを示した研究としては、どのようなものがありますか？

A. 同性愛の先天性を否定した研究結果は数多くありますが、その中で最新の結果は、国際科学学術誌『Science』（2019年8月30日）に掲載された、47万人の同性愛の性行為経験者を対象にした研究結果です。米国と英国の大規模研究では、同性愛と関連する特定の遺伝子は発見されず、また特定の遺伝子が同性愛行為に影響する割合も1%未満、という結果が出ています。

それ以前にも、同性愛遺伝子の不在の研究結果がありますが、1999年、ライス（G.Rice）の研究チームは、同性愛遺伝子と想定されていたX染色体のXq28は同性愛とは関連がない事を『Science』誌で発表し、2012年、ドラバント（E.M.Drabant）の研究チームも、X染色体と全体ゲノムにおいて同性愛と関連する遺伝因子を発見する事が出来ませんでした。

また、一卵性双子の研究結果がありますが、同性愛が先天的なものであれば、先天的に同一の影響を受ける一卵性双子両者の同性愛一致率は、必ず100%でなければならないのですが、研究結果は、約10%です。双生児の中で片方は同性愛をもち、他方はもたないという事実は、同性愛は生得的なものではないことを示しています。

そして同性愛が先天的・遺伝的な性愛であるならば、加齢しても同性愛の性的指向は変わってはなりません、加齢することによって、その比率は減少する事実を、1994年、ラウマン (E.O.Laumann) らの研究調査は発見しました。彼の研究調査によると、50代の同性愛者の比率が20代の同性愛者の比率と比べて半分に下落していました。また、大都市で青少年期を過ごした人が、地方で青少年期を過ごした人よりも同性愛をもつ比率が高い事もわかりました。これは、同性愛とは先天的なものではなく、自分を取り巻く環境によって影響を受けるという事です。

Q.3 同性愛は先天的・遺伝的であるという説には、どのようなものがありますか？

A. 同性愛を先天的なものであるという、環境ホルモン説が横行しています。500種類の人口化学物質のうち、環境ホルモンと呼ばれるものが男性の精子数・精液量の減少、精子の運動能の低下、精子の奇形率、精巣がんの発生率増加、女性の乳がん、子宮内膜症の増加などの内分泌系異常、神経系、免疫系の異常をもたらすという報告がありますが、それが同性愛や性同一性障害をもたらす要因であるという、立証された科学的な研究結果はありません。万一、環境ホルモンが、上記のような人体に健康被害をもたらし、それが確実に同性愛や性同一性障害の要因であるとするならば、その環境ホルモンを未然に防ぐための研究が求められることになるでしょう。

また、同性愛は何種類かの動物に現れる現象であるので、人間が同性愛をもつことは自然であるという主張がありますが、動物の同性愛といっても、動物が同性同士交配をすることですが、それはその何種類かの動物に先天的に組み込まれた生理的な要素によるもので、人間の同性愛は先天的に組み込まれた生理的な要素ではありません。

そのような同性同士の動物の交配を、人間の同性愛の性行為と同じ次元で捉えることに関して、科学的な妥当性はないのです。そもそも、動物は衝動的で本能的で単純な行動をする存在ですが、人間は、理性と知性や良心を備えている存在であるので、動物とは次元の異なる存在です。

Q.4 同性愛を誘発させる後天的な要因についての研究結果がありますか？

A. 同性愛を誘発させる要因についての研究結果は多くあります。家族理論では、同性愛者の母は、子供と密接に結合した親密な母として、子供に対して過度に統制的であり、抑圧的な母が多く、同性愛者の父には、子供と離れていたり、敵対的であったり、あるいは、子どもに対して拒否的である父が多い、という研究結果があります。また、同性愛者の子供は、幼少期には父を憎んだり恐れたりした子供が多いと言われます。(I.Bieberらの研究、1962年)

また、親の誤った性の役割モデルの影響です。弱くリーダーシップがない父親、あるいは愛がなく無関心な父親、また強い男らしさを低評価する母親、あるいは夫から愛されず無視される母親が息子を過剰保護し、愛の対象者となることが、子供を同性愛者とさせる原因である、と考えられています。つまり、家庭で正しい性の役割モデルを持った親の下で十分な愛を受けながら育っていないことが、同性愛が起こること

原因であるというものです。(Sigmund Freudの研究、1953年)

発達理論においては、幼少期において否定的な親子関係、否定的な経験、性的トラウマ、貧困、不遇な家庭環境、友人たちからの排斥やいたずら等が精神障害を生じさせると見ますが、同性愛の発生も同様であるということです。(P.Andersonらの研究、2012年)

幼少期における同性からの性虐待の経験が、同性愛の発生の原因であるという見解があります。多くの研究論文は、多くの同性愛者は、幼少期に同性の大人から性的虐待を受けたという経験を報告しています。(A.L.Robertsらの研究、2013年)

そして、同性愛を擁護する社会的な環境、即ち、同性愛を好感的に表現している映画や動画やBL/GL漫画に興味を抱き、同性愛行為をすることによって同性愛者になることもあります。日本でも同性愛の性行為をリアルに描写する猥褻な動画に青少年が容易にアクセスすることができ、青少年の心に同性愛の性行為をしてみたいという願望をもたせます。そのような願望によって同性愛の性行為をするようになり、同性愛の中に陥ってしまうのです。このような環境の中で、同性愛が社会に浸透して行きます。

Q.5 同性愛者の人口は増えていますか？

A. 性的少数者の大多数が同性愛者ですが、実際、現在、同性愛者 (LGBT) 人口は増加しています。欧米社会では、同性婚合法化、同性愛容認の雰囲気、性倫理の変質、社会思想、フリーセックスの風潮、性的自己決定権、性の多様性、ポリティカル・コレクトネスというイデオロギーが、同性愛を助長させています。同性愛を正常な性愛として擁護すべきだと主張する新マルクス主義思想や、ジェンダーイデオロギーに影響された学者たちの主張に基づいて、差別禁止法等によって同性愛を正常な性愛と認め、学校や社会で同性愛を正常な性愛として教えることで急速に、次世代での同性愛者の数が増加することが、米国やカナダや英国等で起きています。

今年、日本で開催されたオリパラ参加選手の数 は11000人程でしたが、そのうち、性的少数者であると公表した選手は183人と報道がありましたが、これは前回のリオのオリパラの3倍以上の数です。その性的少数者の選手の大多数はLGBTです。その183人の性的少数者の選手全員、オリパラ開催までに厳しい競争に勝ち抜いてきた卓越した選手ですが、その数だけでも183人であるということは、オリパラに選ばれなかったLGBTの選手は非常に多く存在しているということです。世界的に同性愛者の数は、個人の生活環境や同性愛を擁護する社会的な環境による増加現象を示しています。しかしそれでも多くの同性愛擁護者は、同性愛を性の多様性であり、個性であり、恋愛の自由であると主張します。

米国調査会社のギャラップ社は、2021年2月にLGBTの割合を調べた世論調査結果を公表しました。「X世代」(1965～80年生まれ)ではLGBTの割合は4%弱ですが、「ミレニアル世代」(81～96年生まれ)では9.1%、「Z世代」(97～2002年生まれ)では15.9%に上りました。

LGBTと自認する人が大幅に増えているのは、昔から社会に一定数存在していたが、現代社会がより自由になりカミングアウトし易くなったからであるという理由には、科学

的な信憑性がありません。昔からどの時代にも、現代のように社会に一定数存在していたとしたら、すでにその事実が社会に知れ渡っていたでしょう。特に欧米諸国においてLGBT人口増加の理由の一つは、LGBT擁護運動であるジェダリズムやトランスジェンダリズムが若者たちの性を混乱させ、自分たちはLGBTだと思い込ませていることがあるのです。

Q.6 性に多様性がありますか？

A. ジェンダーイデオロギーの支持者は、人間の性には多様性があり、男女の性だけではなく、様々な性があり、自分で自分の性を決める性的自己決定権を人権として主張しています。

そして生物学的な性 (sex) より社会的な性 (gender) を性の主流とする、「ジェンダー主流化」 (gender mainstreaming) を推し進めています。それが性の多様性を容認させることなのです。日本ではジェンダーイデオロギーは「ジェンダー理論」という言葉になっていますが、ジェンダーイデオロギーは理論ではなく、あくまでも思想です。「ジェンダー理論」という言葉を用いるのも、あたかも公認された真実であるかのように表現するためでしょう。

ジェンダーイデオロギーの支持者たちが、「性の多様性」や「ジェンダー主流化」を主張している根拠としては、多様な性的指向や性同一性や性自認や性表現が存在し、それらを人間の性として含めているからです。その4つは存在していますが、それらは心の領域にある傾向であり、人間の性 (sex) であるとは言えません。

正確に言いますと、様々な性があるのではなく、心の領域に多様な性的指向や性同一性や性自認や性表現があるのです。性 (sex)、即ち、生物学的な性は、男 (XY) と女 (XX) しかありません。稀に男でも女でもない間性 (intersex) がありますが、これは医学的には染色体の異常による性障害です。ジェンダーイデオロギーの支持者たちが「性の多様性」という言葉を用い、それを社会に浸透させていることによって、人間の性には様々な性が存在しているかのように思わせていることは、真に不適切な性の理解を助長していることです。

人間の生物学的な男女の性と、心の傾向である性的指向や性同一性や性自認や性表現を、分けて考えなくてはなりません。性的指向や性同一性や性自認や性表現自体は、性ではありません。

「性の多様性」を容認する (orさせる) 教育がありますが、性の多様性を容認させる教育は必然的に「性行為の多様性」をも容認する教育になります。「性の多様性」を容認して (orさせて)「性行為の多様性」を否認する (orさせる) 教育はありえませんし、ジェンダーイデオロギーの支持者も「性行為の多様性」を支持しています。

Q.7 同性愛・両性愛と性同一障害は同じものですか？

A. 性同一性障害 (Gender Identity Disorder) とは自分の性別に関する認識、すなわち、性同一性や性自認と言いますが、自分自身を男性、あるいは女性として認識することに

において、性別違和感をもつ事を意味します。性同一性障害を持つ人は、生物学的に男性や女性の体をもっていますが、精神的に自分の生物学的な性(体の性)とは反対の性であると認識しています。すなわち、肉体的な性と精神的な性が一致しないことです。性同一性障害を持つ人すべてが性別適合手術を望むのではなく、性別適合手術を拒否する人もいます。性同一性障害を持つ人は、自分の体の性と心の性が一致しない性自認の混乱であり、このような性自認の障害を性転換症とも呼びます。

性同一性障害の原因について確実に究明されておらず、確証された原因はないですが、同性愛が後天的な要素によって影響を受けると同じく、性同一性障害も後天的な要素によって影響されることは、様々な事例から否定することはできません。幼少期の環境における後天的な要因が作用して、性同一性の混乱が生じることによって性同一性障害になることは、様々な事例から考えられます。但し、同性愛・両性愛と性同一性障害の違いは、体の性と心の性が一致しない性別違和感という精神的な問題が第一の問題であり、医療的治療の対象になっており、治療で治ることがあります。また自然に治ることもあります。

したがって、性同一障害は医療的治療が必要とされる障害でありますので、このような意味においては、同性愛者・両性愛者とは異なる存在ではありますが、いずれも同じく幼少期の経験が原因となっているという研究結果があります。幼少期に同性の親や友達から愛されなかったり、認められなかったり、虐待を経験したりして、愛着関係の形成に失敗した場合(愛着障害)は、子供が自分に対して劣等感をもつことがあります。自分は劣っていると思う自分が嫌であるか、自分に対する罪悪感をもったり、嫌悪したりしますと、自分の体や性格や同一性に混乱が生じ、自分自身を変えたいという感情が強く働くことがあります。そのような性同一性の混乱の中で、性同一性障害が発生するとみています。¹

Q.8 同性愛について、日本の多くの人達が誤解していることは何でしょうか。

A. 第一に、同性愛は生まれつきの性的指向であるという誤解です。同性愛は、遺伝でも先天的なものでもない、後天的なものであるということを知らないのです。

第二に、同性愛者は自分の性的指向に満足しているという誤解です。同性愛者たちの中には、自分の性的指向に対して違和感をもち、苦悩している人たちが多くいます。そして、出来れば治したいと思っている人たちがいます。

第三に、同性愛者は同性だけに性的魅力を感じるのですが、同性愛者たちの中に両性愛者が多いのです。生まれた時から大人になるまで異性愛者であっても、同性愛行為の経験をすることによって同性愛者や両性愛者になった人たちがおり、現在、同性愛者や両性愛者の数は増えています。

第四に、同性愛者の恋愛は人によって異なりますが、複数の同性愛者を自分のパートナーとして持つことが多いのです。純粋な恋愛による二人の男女の繋がりよりは、複数のパートナーと性的快感で繋がっていることが多いのです。

第五に、同性愛者の恋愛の対象者は、同性愛者よりも異性愛者の方が多いのです。異性愛者が同性愛者からの愛のアプローチを受けても、その同性愛が実らないことが

多いのですが、中には、恋愛の対象者である異性愛者が同性愛に陥ることがあるのです。

Q.9 同性婚合法化に続いて起きる社会問題とは何でしょうか。

A. 同性婚が合法化すれば、多くの人は同性愛者の結婚問題は解決すると思っていますが、同性婚合法化の後に続く以下の問題があります。それは、同性婚合法国の様相を見れば知ることができます。

第一に、同性愛は異性愛と同等な性愛と容認しなければならない、という教育が施行されます。教育機関において異性愛の性教育と同時に同性愛の性教育を実施しなければ、差別となります。同性愛や同性婚を容認しなければならなくなるので、LGBTの性行動を容認する包括的性教育が実施されるようになります。

第二に、同性婚合法化によって差別禁止法が制定されるので、同性婚や同性愛に反対する意見や行為は差別行為としてみなされたり、訴えられる逆差別が生まれます。「差別」の訴訟が多発するようになります。

第三に、性的指向によって同性婚が合法化された以上、性的指向によって多重婚、近親婚をする権利要求が出てきます。

第四に、同性同士においては妊娠ができないので、精子・卵子の提供を受け、人工授精を通して子供をつくることで、子供は自分の片方の親を知ることでもできず、愛されることもできないので、人間の根源的・精神的な問題を抱えることになります。また、子供の出自を知る人権問題も生じます。この問題は精子や卵子の提供を受け、子供をもった同性同士のカップルだけではなく、異性同士のカップルや独身の倫理道徳的な問題とはならないでしょうか。

第五に、同性愛者の養子縁組となった子供たちが同性愛の影響を受け、同性愛者になる確率が高くなります。同性愛者が増えれば、人口減少も加速してきます。

Q.10 同性愛者が直面しているリスクとは何でしょうか？

A. 第一は、同性愛の性行為は正常的な性行為でなく、エイズと密接な関係をもっており、同性愛者は、同性愛の性行為によって身を危険にさらしています。

日本では、日本国立感染症研究所 (NIID) も、2013年のHIV新規感染者1106名の70、5%が同性愛者であると明らかにしました。

2013年日本新規HIV感染者の感染経路については、

1. 同性間の性行為70.5%、2. 異性間の性行為17.5%、3. 不明9.6%
4. 麻薬注射器使用0.2%、5. 出産時の感染0.1%²

感染症専門医で神戸大学教授である岩田健太郎氏は、「日本ではここ10年の間、毎年新たな「HIV感染者」と「エイズ患者」が、計1400人以上発生しています。治療法が劇的に進歩して、患者がすぐに死亡する可能性は低くなっているのに、全体の患者数は、毎年どんどん増えているのです。このような事態を看過していてよいわけがありません」と言っています。³

第二は、同性愛者の自殺率は高いです。

最近、ココラン (SD. Cochran) は、同性愛者たちは、より高い自殺率があることを指摘する論文を発表しました。ロモント (B. Lhomond) とキビゾレス (M.J. Saurel-Cubizolles) は1997年から2008年に英語とフランス語で出版された22の論文をレビューして、同性愛者たちが異性愛者たちに比べ精神健康状態が悪く、両性愛者である場合、より深刻であるという結論に達したということです。⁴

キング (M. King) らは1966年から2005年の間に発表された25の論文を検討して、同性愛者と両性愛者は異性愛者より2倍の自殺の試み、1.5倍高い鬱症状、1.5倍高いアルコール依存などが見られることを、統計的な数字で示しました。⁵

第三は、同性愛者は短命傾向にあります。

さらに、同性愛者たちは、一般の人に比べて寿命が短いです。キャメロン (P. Cameron) らが13年の間に18の同性愛新聞に掲載された同性愛者の死亡記事 6574件を分析した結果、エイズのない同性愛者の寿命が42歳で、異性愛者より20年以上短かったのです。同性愛者の死亡は、通常、突然の事故、交通事故、自殺、殺人、がんなどで乱暴したケースが多かったのです。これに加えて、エイズが急速に拡散された後には、寿命が39歳、10%より短くなったのです。⁶

Q.11 男性同性愛者にどのような性的ライフスタイルが多く見られますか。

A. 同性愛人権活動家であり、スイスのバーゼル大学の臨床心理学の教授であるウド・ラウツフレクは、同性愛はその性質上、安定した性的関係を持つと同時に、瞬間的で献身する心もなく、ほとんど名前も知らないままセックスを持つことが多いことが関係の特性であると主張しました。これ以外にも、いくつかの研究では、このような主張を裏付けています。⁷

さらに、20-49歳の男性同性愛者に対するチューリッヒの研究では、アンケートに答えた人がアンケートに答える前、12ヶ月間の平均10～15人の男性のセックスパートナーとの性行為を持っていたと答えた。アンケート回答者の3分の2は、過去12ヶ月間、少なくとも一人の継続的なボーイフレンドがあったが、残りの90%は、同じ期間に継続的なセックスパートナーに加え、一、二人の追加のセックスパートナーと同時に関係を維持していたのです。⁸

Q.12 同性婚推進派は、どのような根拠で同性婚合法化を推し進めているのでしょうか。

A. 同性婚推進派が主張する同性婚合法化の憲法上の根拠としては、第一は、「婚姻の自由」です。しかし、憲法24条の「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立」とあり、この「両性」とは男女の両者を意味しており、札幌地裁でも婚姻とは異性間のものであると認めました。

第二は、憲法14条の「法の下での平等」ですが、札幌地裁は同性婚ができないのは「法の下での平等」に反するとの判決を出しましたが、それは明らかに「法の下での平等」の憲法解釈の間違いです。この「法」というのは制定されている現行法という意味であり、制定されている現行法の下において、すべての国民は平等であるということです。こ

の「法」の解釈でなければ、婚姻できる年齢も男女共に同一年齢でなければ平等ではないという論理になります。札幌地裁の判決は、憲法24条の婚姻の定義として異性間の婚姻であることを認めたにもかかわらず、同性婚ができないのは法の下に平等に反し違憲であるというのは、明らかに自己矛盾しています。

第三には、憲法13条の「幸福追求権」ですが、幸福追求の権利は、あくまでも同条の「公共の福祉に反しない限りにおいて」尊重されるのです。同性婚は、公共の福祉、即ち、他者の権利に反することになるでしょう。憲法で保障されている表現・学問・思想・言論・信教の自由が侵害されるでしょう。

同性婚が合法化になれば、同性愛の事柄に対して公に反対する行動や言動をすれば処罰を受ける、差別禁止法も定められるようになります。同性婚と差別禁止法は、同性愛の拡散の後ろ盾となります。同性愛の事柄に対して公に反対すれば犯罪者とされるような逆差別が起きたことは、同性愛合法国の事例からわかります。

Q.13 同性婚合法国においての実際的な性的な弊害には、どのようなものがありますか。

A. 同性婚の合法化は単純に同性婚を容認することだけに留まりません。同性婚が容認されたヨーロッパの場合、近親相姦、少児性愛、獣姦（動物との性行為）など、極端な性行為も個人の性的指向であると、容認される様相を見せています。現在、ハンガリー、フィンランド、ルーマニアで動物売春は容認されています。そして驚くべきことは、同性婚合法化後に人間と動物との結婚も合法化しなくてはならないという主張まで現われましたが、その論理は「同性同士の結婚を容認しながらなぜ動物との結婚は差別するのか」でありました。

同性婚を認める根本的な理由は性的指向であるが、性的指向の真相と実態の議論はさておいても、同性愛の性的指向によって同性婚を認めるならば、両性愛も性的指向である故、混合三者婚（男女両者との結婚）をも認めなければなりません。また、小児性愛者も性的指向である故に、小児との結婚も認めなければならぬし、動物性愛者は動物に性的に惹かれる性的指向をもっているゆえに、動物との結婚も認めなければなりません。性的指向の多様性といったものを理由に、結婚の相手に制限がなくなるのです。同性婚合法国ほど、性規範が崩れて来ています。それは、ジェンダーイデオロギーによって「ジェンダー主流化」、「ジェンダー平等」が促され、さらに、性愛化（sexualization）の政策が進められ、伝統的な性倫理・道徳を軽んじます。

Q.14 LGBT人権運動家の目的は何でしょうか？

A. 同性婚は人権（幸福追求権）であると主張するのは、同性婚が合法化されることを目的としているからです。同性愛者パートナー同士の共同生活をすることは、日本では個人の自由であります。同性婚が合法化となることの効果は、同性愛者の権利拡大であり、権利保障です。LGBTの人権と主張するものを法制化することによって法的効力を獲得し、反対意見を差別として抑制できるのです。

LGBT人権運動家は、同性婚合法化で人権の主張を終えることはありません。次から

次へと様々な権利を主張し、権利が拡大され、彼らの権利に反対する者を処罰し、社会を壊し、自分たちの理想とするジェンダーフリーの社会実現をすることにあります。これが、彼らが目論んでいる世界的な性革命です。ジェンダーフリーの社会実現は、新マルクス主義がその思想であり、その思想を土台にジェンダーイデオロギーが生まれ、その内容は「ジェンダー主流化」、「ジェンダー平等」、「性愛化」ですが、これらを実践するガイドラインとして、2007年にインドネシアのジョクジャカルタで成立したジョクジャカルタ原則があります。この原則を下に性革命の政策を世界中に推し進めようとしています、国連と欧州連合もこれに同調しているのです。

Q.15 同性愛と同性婚は人権となりますか？

A. 同性婚が性的指向によって正当化されるとなれば、両性愛も小児性愛も、多者性愛も、動物性愛も性的指向として正当化され、混合三者婚、子供と大人の結婚、グループ婚、動物婚も権利となります。しかし性的指向は先天的なものではなく、後天的であり環境的なものであり、流動的なものです。そのような後天的・環境的・流動的な性向を根拠に、同性愛や同性婚を人権だと主張できるのかということです。何でも人権となることはできません。権利となるものは、倫理道徳に反しない、公共の福祉を犯してはならないことが最低条件です。同性愛と同性婚を権利として容認することによって、社会の多くの領域（教育、法律、医療等）が大きく変わることは、公共の福祉を侵すことになります。それは社会の混乱と対立を招き、多数の人たちのための幸福な社会形成に逆行するでしょう。

Q.16 同性愛や同性婚を支持する人たちには、どのような思考があるのでしょうか？

A. 同性愛や同性婚は個人の自由であり、人権であると思っている人が多いのです。個人の自由や人権は民主主義社会において保障されるべき大事な権利ですが、どんな行為も自由や人権となるのでしょうか。個人の自由や人権には、それを保証することができる根拠や条件が必要です。どんな行為も個人の自由や人権になるわけではありません。

現在、日本に蔓延している生き方の思考は個人幸福主義です。それは、次のような言葉が日本社会で強調されていることから知ることができます。「自分らしい生き方、多様性、個性」等です。このような言葉が個人の生き方として優先され、ある主張が人権として法制化してしまいますと、社会や家庭に集団性や統一性が薄れてしまい、国家自体が弱くなってしまいます。集団（社会や家庭）の中であって、個は存在します。集団から離れて個が存在することはできません。集団が安定し、全体の利益とならなければ、集団は崩れてしまい、個も崩れるのです。だから集団があるゆえに、個が存在することが可能となりますので、その意味では個の希望や利益より、集団全体の希望や利益がより重要で、優先されなければ社会は成り立たなくなります。

そのために、民主主義における多数決による決定があるのです。何でも自分の希望や利益を人権として捉え、その人権と主張するものを法制化し、法的効力をもたせる

ことによって国家社会を混乱状態にさせてはなりません。また、何でも人権となるものではないのです。公共の福祉を侵さず、社会を混乱させたり脆弱にさせたりするものではなく、倫理・道徳的に正しいものだけが人権となり、法律的に保障されるべきです。このことから、同性愛や同性婚が、人権として法制化されるためには、倫理道徳的な問題や公共の福祉に反する問題が明らかに多いのです。

Q.17 同性婚は世界の潮流だから、日本も同性婚を合法化すべきでしょうか。

A. 世界の同性婚推進者たちは、同性婚を合法化することが世界の潮流であり、歴史的な発展の一つであると主張しています。その言葉に正当性はあるのでしょうか。同性婚合法国は、現在、196ヶ国の内、29か国です。そして196カ国のうち78カ国で同性愛の性行為を違法としています。同性婚合法化となった国は主に欧米諸国です。しかし、今も同性婚合法化した国々では、国民の多くが同性愛と同性婚に反対しています。

アメリカをはじめ、イギリス、デンマーク、スウェーデン、カナダ、ベルギー、オランダなどの先進国は、同性婚を合法化したことを宣伝しています。それならここにくつつかの疑問が生じます。全国家の29カ国が同性婚を合法化したことで、これが世界の潮流だと言えるのでしょうか。そして、日本も合法化しなければならないのでしょうか。中国とロシアのような強大国は、なぜ同性婚を認めないのでしょうか。アジアの先進国であるシンガポールは、なぜ同性婚を認めないのでしょうか。同性婚を容認しない国は、人権を無視しているからでしょうか。

日本は同性婚が世界の潮流だという理由で、同性婚を合法化すべきではありません。むしろ問題は、同性婚を合法化していない国々ではなく、同性婚を合法化した国々です。また、同性婚を合法化した国だからと言って、その国民の皆が同性婚に賛成しているわけではありません。同性婚に反対した多くの国民の意志が反映されることよりも、政治家たちや判事たちの権力で同性婚が合法化されたり、あるいは国民投票において賛成票を投じた多くの国民は、同性愛や同性婚の真相の深刻さをよく知ることなく、同性愛者たちの自由や権利という次元で、あるいは同情的な次元で賛成したことが推測されます。それでは、なぜ同性婚を合法化していない国々が圧倒的に多いのでしょうか。また、なぜ同性婚に反対している人たちが多いのでしょうか。同性愛者の人権を無視しているからでしょうか。同性婚推進派の人たちは、その理由を深く考える必要があります。

Q.18 LGBTは同性婚の合法化に賛成しているのでしょうか。

A. 多くのLGBTが同性婚の合法化に賛成していますが、すべてのLGBTが同性婚の合法化に賛成しているわけではありません。また、同性婚が合法化されても、すべての同性愛者が同性婚をしようと思っているわけではありません。同性婚を権利や人権としてみない同性愛者も多くいますし、同性婚の合法化に反対するLGBTもいます。同性婚が合法化されれば、社会の混乱と対立と生むことを懸念しているLGBTもいるのです。LGBTも同性婚の合法化についての考えは一枚岩ではありません。同性婚の合法化のために運動

をしているLGBTは全体の一部であり、LGBTの背後で左派の弁護士や知識人たちが同性婚を推し進めているのです。

Q.19 日本で同性婚を合法化すれば、学校教育にどのような影響が生じるでしょうか。

A. 日本で同性婚を合法化すれば、それによる様々な社会的な影響が必ず生じます。同性婚の合法化によって、同性婚合法国のように同性愛は市民権を得て、それを否定する言動や行為は差別とされ、処罰の対象になることが想定されます。今でも日本の学校では、性の多様性を容認しなければならないような教育的方向性が浸透しつつあり、来年度の高校の「公共」のいくつかの教科書に、「性の多様性」や「ジェンダー主流化」を擁護するような内容があります。性の多様性を容認することは、性行為の多様性を容認することを意味します。性の多様性を容認し、その性行為の多様性を否定する教育はあり得ません。世上の多くの人はこの事に気づいていないようですが、性の多様性を学校教育で推し進めている背後には、ジェンダーイデオロギーを推し進めている勢力があります。学校教育を通して、ジェンダーイデオロギー的思考をもった人々を育成しようというのが、ジェンダーイデオロギー支持者たちの狙いです。

Q.20 同性婚合法国において、実際、ジェンダーイデオロギーに基づいた性教育によってどのような影響が生じたのでしょうか？

A. 英国は、2014年に同性婚が合法化されましたが、2010年に制定された差別禁止法である平等法 (Equality Act 2010) に沿って作られた英国の新しい性教育「新RSEと保健教育」の指針書は、学校が児童と青少年に同性愛、同性婚とトランスジェンダリズムが正常であること、個人の主観的な認識に基づいて性別を選択して決定することができるということ、そして男女以外の様々な性があることを必ず教育するように義務付けています。この平等法が、性教育にもたらした影響力は否めない事実です。

その一つの例として、英国のLGBTを擁護し助長する教育は、児童と青少年に精神的・肉体的な混乱をもたらしたことが判明しました。英国のプロスペクト (Prospect) 誌は、2020年3月3日付の報道で、性転換を希望する18歳以下の児童と青少年が、英国国立医療院 (NHS) 傘下の性同一性開発支援所 (Gids) で性転換手術を受けた統計を提示、2009年には77人でしたが、2019年には2,590人に激増したのです。このうち70%は、男性に変わる性転換を希望する女性の青少年であったのです。⁹

しかし、英国の学校や教師が同性愛とトランスジェンダリズムに反対する教育をしたり、学生の性的指向と性同一性を認めてあげなければ、平等法違反となります。このように、異性愛の性教育と同時に同性愛の性教育をしなければならなくなり、行わなければ差別となります。それは他者の権利を侵害することです。そのような社会になれば、日本には同性愛や同性婚を人権問題として捉え、それらを支持する政治家たちや学者たち、そして一般国民が多くいます。彼ら彼女らは、同性愛や同性婚の真相やその社会的な弊害を知っているのでしょうか。日本ではこの問題を擁護する書物や報道は多くあっても、反対する書物や報道はあまりなく、多くの人はこの問題を擁護す

るメディアの影響を受けています。

Q.21 日本の政治家たちは、同性愛や同性婚に対していかなる姿勢を持つべきでしょうか？

A. 特に、政治家の方々は、一方的なメディアの報道やロビー活動に惑わされ、心が動揺し、間違った判断を下してしまうのではなく、この問題の真相を知り、真理を追究・把握することや同性婚合法化で起きているこの問題の弊害を知る必要があるでしょう。立法者の間違った判断によって法律が作られてしまいますと、国全体を巻き込んで取り返しがつかない事態に陥ることになることが想定されます。訴訟も多発し、多数の人たちが生きづらくなりかねません。同性婚合法化と同じ轍を踏むようなことは避けなければなりません。

基本的に、性的少数者を含めたすべての国民の人格は尊重され、人権は保障されなければなりません。しかし、人権とは、何でも人権となるものではなく、他者の権利を侵すこと、倫理道德に反し、自然の摂理に反し、社会安泰の秩序を乱し、社会的弊害をもたらすものは人権となるのかという点を、よく考えていただきたいと思います。

Q.22 LGBTの問題について政府や民間で何をすべきでしょうか。

A. この問題について間違った理解や認識をもっていたり、無知であったりする人たちが多いのです。正しい知識がないので、それらに対して何か疑問を感じていても、この敏感な問題に対して自分の意見を強く発言する事はできません。そして一般国民は正しい報道によって真相を把握することよりも、誤った情報や偏った情報をもっている場合が多くあります。

日本のメディアは、時事問題の真相と実態を良く知らせますが、必ずしもすべての時事問題においてそうではありません。また、すべての重要な問題を取り上げて、公平な立場で報道しているのでしょうか。たとえある事柄が真実であっても、多くの視聴者から抗議されかねないことは報道を控えます。とりわけ、性的少数者に関する問題は感情的な反発を招きやすい敏感な問題です。国民はすべての社会問題の真実を知る必要がありますし、それこそ国民の権利です。したがって、LGBTの問題の科学的な真相を把握することが大事です。

多くの人たちが同性愛擁護や同性婚支持をしている理由は、LGBTの性的指向は先天的な存在で、変わることがないものであると信じているからです。まず、これは科学的な根拠がなく、性的指向や性同一性や性自認や性表現は後天的に生じたものであることを知らなければなりません。そのために、第一に、LGBT性科学研究の推進が必要です。すべての問題において、科学的な正しさを追求することが重要です。科学を度外視し、人間や社会を理解し、法制化するのは愚かなことです。

第二に、法律を作る国会議員たちに働きかける政治運動が必要です。国会議員もこの問題の真相を知らないことが多く、同性愛擁護・同性婚推進派のロビー活動によって説得されてしまうことがあります。あるいは、国会議員の中にもこの問題について間

違った認識をもって、同性婚を支持している議員たちがいます。

第三は、治療回復プログラムの確立です。同性愛の性的指向は先天的なものではなく後天的なものなので、当事者の動機づけで変化可能なものです。そのための治療回復プログラムが米国や欧州に存在しており、今まで実際、多くの人達が同性愛から脱することを可能にしましたが、日本ではそのような治療回復プログラムもなく、治療従事者もいません。第四は、学校教育におけるLGBTの真相を伝える啓蒙活動です。

Q.23 LGBTの増加を防ぐには、家庭環境において何が求められますか。

A. 現在、LGBT人口は、なぜ、急激に増加しているのでしょうか？ その増加の原因は単一的な原因ではなく、複合的な原因です。人間の人格形成において最も大きな影響を与えるのは人の生育環境であります。特に、家庭環境による影響は様々な面においてとても大きいのです。しかし、現代社会においては、多くの家庭が健全であるとは言えない機能不全な状態にあり、家族の愛も絆も薄れ、親からの愛が欠如することで生じる愛着障害をもった人が増え、性的に墮落した社会となり、子どもの健全な成長に悪影響を及ぼす要素が多く存在しています。

人間の問題は家庭や社会が発祥地です。特に人間が生まれ育つところの家庭、親子関係が人格や精神を大きく左右します。人格や精神は環境によって影響を受けやすく、自分を取り巻く環境の被害者となることがあります。社会環境による影響が人格形成を左右することがありますが、人格形成はまず生育環境や家庭環境です。LGBTのすべてが、生育環境や家庭問題にその原因があると断定することはできませんが、実際、LGBTの人たちの多くが家庭問題を経験した研究結果があります。その他、人間の多くの知的・精神的な問題は、家庭に起因していることは否定できません。

そのために必要なことは、健全で一体感のある家庭をしっかりと守ることです。そして、愛と絆で結ばれた親子関係を形成し、より良き健全な社会への夢をもたせる家庭教育です。我々の生活を支えてくれる家庭や社会に感謝し、自分の義務を果たし、健康な家庭と社会づくりへの貢献に努めることが、我々に求められています。

Q.24 国民はLGBTの人たちに対して、どのように対応すべきでしょうか

A. LGBTへの差別（例えば、暴言、アウティング、嫌がらせ、就職差別、住居差別など）を絶対にしてはなりません。同性愛行為や同性婚や差別禁止法に対する個人のいかなる意見であれ、これを公に表現する自由は、思想・信条・言論の自由として永久的に保障され、抑圧や処罰を受けてはなりません。これと同様に、同性愛者たちのいかなる意見を公に表現することにおいても同様です。そして、性的少数者の人間としての尊厳性を大事にし、彼ら彼女らの人格を尊重しなければなりません。しかし、性的少数者の性的ライフスタイルは、問題性のないものとして正当化されるべきではないのは、それが家庭と社会を崩壊させて社会問題となるからです。

世界では、同性婚の合法化や同性愛差別禁止法の制定を機に、性的指向や性的少数者であることを理由にする重婚、近親婚、動物との性行為や結婚、小児性愛行為を合

法化しようとする動きがあることを否定できません。

このようなことは明らかに性規範を崩壊させることであり、家庭を解体させ、社会病理現象は深刻化し、国家は衰え、国家は存亡危機に直面することになるのです。

日本は、決して欧米諸国が歩んでいるこの過った道を、追従して行く過ちを犯してなりません。欧米からの同調圧力に屈してはならず、むしろ、世界の過ちを正し、世界を正しい方向に導く精神的・道徳的な国家となるべきではないでしょうか。

Q.25 今、学校教育でLGBTについてどう教えるべきでしょうか？

A. これから、学校教育の中にジェンダーイデオロギーが浸透し、「ジェンダー主流化」の思考をもたせるであろうことから、性愛化から子供たちを守り、幼児期から正しい性倫理・道徳を教えなくては、性の隔たりがなくなる、性的に墮落したフリーセックス的な社会となり、社会は衰えて行く事は歴史が証明しています。そのために、学校教育で以下のことを教えるべきです。

第一に、LGBTの性的指向や性自認や性同一性は生まれつきでなく、後天的・環境的に影響を受けたものであるということを教えるべきです。

第二に、そして、回復治療や宗教的信仰、あるいは、自然に変化可能なものであるということを教える。また、世界には多くの元LGBTが存在していることも教えるべきです。

第三に、性的指向や性同一性や性自認や性表現自体は、性 (sex) ではなく、また、人間の性 (sex) を決めるものではないということです。「性の多様性」は「ジェンダーの多様性」のことであり、ジェンダーは「性的指向や性同一性や性自認や性表現」を性とするという意味をもっています。しかしそれら自体は性ではないので、性 (sex) と「性的指向や性同一性や性自認や性表現」は分けるべきです。

しかし、「性的指向や性同一性や性自認や性表現」を「心の性」とであると言うのですが、「心の性」とは「体の性」と異なり、変わることがあるものです。体の性は、自ら変わることはありません。性転換手術をしても、100%希望する性になることはできないのです。本来、性 (sex) とは生物学的な性だけが性であって、その生物学的な性に心が符合して行くことが正常です。ジェンダー (gender) という用語自体が多様な性の存在を表現し、多様な性あるいは性の多様性を正当化している用語です。

Q.26 日本におけるLGBTに対する誤った認識はどのようなものですか？

A. 日本のメディアでは、LGBTを「性的少数者」として、「民族的少数者」のように、先天的な肌の色や人種と同じように、彼ら彼女らの性的指向や性同一性などを尊重しなければならないような報道をしています。そのような雰囲気社会に浸透して、LGBTの性的なライフスタイルや主張に対して批判したり、反論することは、差別や偏見をもつ者としてバッシングされることがあります。表現・言論・学問・良心の自由が保障されても、「ポリコレ」が盾となって、反対意見を表現し難くしているのではないのでしょうか。このような風潮の大きな理由は、LGBTは先天的な性的指向であり、不可逆的なもので

あるから、LGBTの性的ライフスタイルを人権や自由として容認しなければならない、と思うことです。

日本では、性的な事に関しても人に迷惑をかけず、両者の合意があり、法律に触れなければ、何でも可能であると思われています。個人のプライベートなことに対しては（家族や親友以外）は口を出さないし、出せません。現在のLGBTのライフスタイルを個人のプライベートなものとしている限りにおいては、それに対する人々の反応は容認or放任or無関心な状態です。しかし、これから日本で同性婚が合法化されると、プライベートなライフスタイルは、公共的に倫理道德的に正しいものとして強制力を持ち、社会の全領域において影響力をもつことになり、人の人権や行動を制限してしまうことになります。

世上の多くの人たちはLGBTの実態や真相を知らないで、心の中ではこの問題に反対していても、この問題に対してははっきりした意見を言うことができないのではなかろうか。LGBTの問題はとても敏感な問題で、それに関する真実を語っても、それを「差別だ」として受け取られかねないのです。それは、LGBTの人たちを卑下・蔑視する思考として受け取られやすいからです。しかしLGBTの人たちを含め、すべての人の尊厳性や人格を尊重しなければなりません。人の尊厳性と人格を尊重すること、人の行動と主張を問題視することは別の領域です。LGBTの性的ライフスタイルを問題視する事と、LGBTの人格を尊重する事は全く別問題です。

注

- 1 Zucker, KI. Bradley SJ, Ben-Dat DN, Ho C. Johnson L, Owen A. Psychopathology in the parents of boys with gender identity disorder. J Am Acad Child Adolesc Psychiatry 2003 : 42 : 2-4.
- 2 <http://www.nih.gov/jp/niid/ja/id/547-disease-based/alphabet/aids/idsc/iasr-topic/4999-tpc415-jhtml> 143
- 3 <https://yomidr.yomiuri.co.jp/article/20180205-OYTEW246190/>
- 4 B. Lhomond & MJ Saurel-Cubizolles.(2009). "Sexual Orientation and Mental Health: Review, Rev Epidemiol Sante Publique 57/6. 437-50.
- 5 M. King, J. Semlyen, S.S. Tai, S. Kirillasp, D. Osborn, D., Popelyuc, D. Nazareth,I(2008) A Systematic Review of Mental Disorders, Suicide, and Deliberate Self-harm in Lesbians, gays, and Bisexual People. BMC Psychiatry.August 18, 2008 8:70.
- 6 P. Cameron, K, Cameron, W. L, Playfair, Does Homosexual Activity Shortens Life? Psychological Reports 83/3 (1998) 847-66.
- 7 Udo Rauchfleisch, Die stille und die schrilleSzene (Freiburg-Wien: Herder, 1996), 57. 37
- 8 Peter Sprigg, Homosexuality Is Not a Civil Right. loc. cit., 14 note 11.
- 9 <https://www.prospectmagazine.co.uk/magazine/tavistock-transgender-transition-teenage-girls-female-to-male>.

4000 % Explosion in Kids Identifying as Transgender、Docs Perform Double Mastectomies on Healthy Teen Girls、CBNNEWS.COM、2018年9月19日、